

一般社団法人 山形市農業振興公社

定 款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人山形市農業振興公社（以下「公社」という。）と称する。
(事務所)

第 2 条 この公社は、主たる事務所を山形県山形市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 この公社は、山形市内における農産物の生産出荷及び農業経営の合理化並びに中核農家と生産組織の育成を図るため、農産物生産の振興・農産物の需要に均衡する供給及び営農環境の整備改善を行い、もって農業者の経済的、社会的地位の向上を図り、本市農業の振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この公社は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 農作業受託に関する事業
- (2) 農業者の育成、支援及び農業情報の提供事業
- (3) 農業施設の管理運営事業
- (4) 農業用水路の管理維持事業
- (5) 生産者の経営の安定を図るために必要な生産者補給金交付に関する青果物価格安定事業
- (6) 青果物の需給の均衡を図るために必要な情報の収集、提供並びに生産者組織育成等に関する事業
- (7) 農地情報の提供及び農用地の利用促進に関する事業
- (8) 農業機械の効率活用の促進及び技術研修に関する事業
- (9) 前各号の事業のほか、公社の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 社 員

(種 別)

第 5 条 この公社の社員は、次の者とする。

山形市及び農業協同組合のほか、この公社の目的に賛同し、第 6 条第 3 項の長期預り金の払込みをして入会した団体（法人に限る。）。

2 前項の社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(入 会)

第 6 条 社員になろうとする者は、社員のいずれか 2 者の推薦を得て、所定の入会申込書

により理事長に申し込まなければならない。

- 2 入会は、理事会においてその可否を決定し、理事長が当該者に通知するものとする。
- 3 前項の規定により入会を承認した者に対しては、長期預り金の口数（以下「長期預り口数」という。）に応ずる金額の払込みをさせるものとし、当該払込みをもって公社の社員とし、社員名簿に登載するものとする。

（会 費）

第7条 社員は、総会において別に定めるところにより、会費を納入しなければならない。

（長期預り金）

第8条 社員は、公社の運営の安定を図るため、無利子かつ長期の資金を1口以上公社に預けなければならない。

- 2 前項の規定により社員から預かる資金（以下「長期預り金」という。）の額は、1口につき1万円とする。
- 3 長期預り金は、現金をもって各口につき、その全額を払い込むものとする。
- 4 社員は、長期預り金の払込みについて相殺をもって公社に対抗することができない。

（退 会）

第9条 社員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意に退会することができる。但し、社員は、6箇月前までにその旨を公社に予告し、事業年度末において退会するものとする。

（除 名）

第10条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この公社の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

（社員資格の喪失）

第11条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 社員全員の同意があったとき。
- (2) 当該社員が解散したとき。
- (3) 1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 第12条第3項により、長期預り口数をすべて他の者に譲渡したとき。

（長期預り金の取扱い）

第12条 社員が長期預り口数を増加しようとするときは、第6条及び第8条の規定を準用する。

- 2 社員は、理事会の承認を受けなければ長期預り口数を譲り渡し、又はこれを譲り受けることができない。
- 3 社員になろうとする者が長期預り口数を譲り受けようとするときは、第6条及び第8条による。
- 4 長期預り口数の譲渡に伴う権利義務の承継は、理事会で当該譲渡を確認した時において行われるものとする。
- 5 社員から長期預り金の返還の請求があったときは、総会において社員数の4分の3以上の同意を得、その長期預り金の各口につき返還することができる。ただし、除名によ

り脱退した社員については、この限りでない。

- 6 この公社は、前項の請求があったときは、同項の請求をした者の長期預り金を限度として返還するものとする。

第 4 章 総 会

(構 成)

第 13 条 総会は、すべての社員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権 限)

第 14 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 15 条 この公社の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招 集)

第 16 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、理事長は、総会の日々の 1 週間前までに、社員に対し必要事項を記載した書面により通知を発しなければならない。ただし、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができること又は総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合には、総会の日々の 2 週間前までにその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、総会は、社員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。ただし、総会に出席しない社員が書面によって議決権を行使することができること又は総会に出席しない社員が電磁的方法によって議決権を行使することができることを定めた場合は、この限りでない。

(議 長)

第 17 条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第 18 条 社員は、総会において各 1 個の議決権を有する。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、社員現在数の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、社員現在数の半数以上であって、社員現在数の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 21 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、議長及び総会で議事録署名人として選出した理事 2 名がこれに記名押印するものとする。

第 5 章 役 員

(役員)

第 21 条 この公社に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 10 名以内
- (2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長とし、理事長以外の理事のうち、2 名以内を副理事長、1 名以内を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、副理事長及び常務理事をもって同法上の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、この公社の職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この公社を代表し、この公社の業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この公社の業務を分担執行する。

3 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この公社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第 21 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 27 条 理事及び監事は無報酬とする。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 28 条 この公社に、理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この公社の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的、その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

5 前 2 項の規定にかかわらず、定時総会において理事全員が改選された直後の最初の理事会は、定時総会において改選される全理事候補者及び監事（改選される監事を含む。）に対し、定時総会の開催前に、これらの者による理事会を定時総会終結後直ちに、一定の場所において開催することを告知して開催する。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長とする。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半

数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この公社の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この公社の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(残余財産の帰属)

第 38 条 この公社が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この公社は、剰余金の分配を行うことができない。

(解散)

第 39 条 この公社は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この公社の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 顧問

(顧問)

第41条 この公社に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事長が推せんし、理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 顧問は、必要に応じ理事長に意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 顧問に対する報酬は支給しないものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第42条 この公社に事務局を置く。事務局の組織及び運営に関して必要な事項は理事会で定める。

第12章 雑則

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この公社の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この公社の最初の理事長は瀧井潤とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成28年5月31日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年5月30日から施行する。